

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年12月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900335号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900021号

第1 結論

昭和58年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から昭和61年3月まで

請求期間当時、私は大学生であり、A県B郡C町(以下「C町」という。現在は、D市)に住民登録をしていた。一方、実家は、E県F市(以下「F市」という。)であり、母が、同市で加入手続きを行い、父の経営する医院の事務員に頼み、他の従業員の厚生年金保険料及び妹の国民年金保険料と一緒に、私の国民年金保険料を同市で納付してくれていた。請求期間に係る納付記録を調べてもらったところ、社会保険事務所(当時)から当該期間の納付記録は確認できないとの回答があったが、私の当該期間に係る納付記録は、婚姻前の本籍であるG県H市(以下「H市」という。)にあると思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付について、請求者の母が行った旨主張しているところ、母は、既に亡くなっていることから、当時の状況について確認することができない。

また、請求者は、昭和56年4月から昭和63年3月までは大学生であったとしているところ、日本年金機構が保管するC町に係る国民年金被保険者名簿及び請求者から提出された年金手帳(国民年金記号番号*)により、請求者が初めて被保険者となった日は、昭和61年4月1日であり、同日に任意加入被保険者となったことが確認でき、任意加入被保険者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得する旨が規定されていることから、制度上、請求期間に遡って国民年金の加入及び保険料の納付をすることはできない。

さらに、請求者は、請求期間当時は、C町に住民登録をしていたとする一方、母がF市において、国民年金の加入手続きをした上で、請求期間に係る納付記録は、婚姻前の本籍であるH市にある旨主張しているが、国民年金の加入に係る申出書の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務は、被保険者の住所地の市町村長が行うものとされていることから、請

求者の主張は国民年金制度における取扱いと一致しない。

加えて、請求者の主張のとおり国民年金保険料を納付するには、上記とは別の国民年金記号番号が払い出されている必要があるが、請求者が住民登録をしていたとするC町、母が国民年金加入手続をしてくれたとするF市及び請求者の婚姻前の本籍であるH市における紙台帳検索システムによる調査及び社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられ、請求者は、請求期間について国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間について、国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。